

廃 対 号 外  
平成 23 年 4 月 22 日

社団法人 栃木県産業廃棄物協会  
会長 佐久間 清敏 様

栃木県環境森林部廃棄物対策課長 増田 崇

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、平成 23 年 4 月 18 日付け事務連絡にて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課から通知がありましたので、別添のとおり写しを送付します。通知の概要等は下記のとおりですが、延長措置の対象者が当該適用を受ける意思を示していない場合は、従前の許可の有効期間を満了日として、当該許可の更新申請を取り扱うこととします。

## 記

### 1 延長措置の概要

本県の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬許可業者の場合、許可の有効期間の満了日が平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 8 月 30 日までの間に含まれる者すべてが、許可の有効期間の満了日が平成 23 年 8 月 31 日に延長されます。

また、本県の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分許可業者の場合、次の条件を満たす者は、許可の有効期間の満了日が平成 23 年 8 月 31 日に延長されます。

- (1) 許可の有効期間の満了日が平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 8 月 30 日までの間に含まれる者
- (2) 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町及び那珂川町の 8 市 7 町に当該許可に係る事業場等がある者

### 2 延長措置の対象となる許可に係る更新後の有効期間及び更新申請の受付開始

延長措置の対象となる場合、当該許可の有効期間は平成 23 年 8 月 31 日までとなるため、当該許可に係る更新許可の有効期間は平成 23 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までとなります。

このため、延長措置の適用を受ける場合の更新許可申請は、5 月 31 日から申請受付開始となります。

### 3 その他

一般廃棄物処分業許可業者及び自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者については、産業廃棄物処分業者への対応と同様の取り扱いとし、一般廃棄物収集運搬許可業者については、上記 1 の (2) に記載された 8 市 7 町において、業を行う許可を有する者を対象とします。

産業廃棄物対策室	担当 人見
TEL 028-623-3154	

平成 23 年 4 月 18 日

関係都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条の規定による  
行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）が本年 3 月 13 日に公布・施行されたことにより、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震が、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「災害特措法」という。）第 2 条第 1 項の「特定非常災害」に指定された。

これに伴い、環境省では、災害特措法第 3 条第 2 項に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の規定による許可のうち、特定非常災害発生日以降に有効期間が満了するものであって、災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において当該許可に係る業を行う者に係るものについて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件」（平成 23 年環境省告示第 16 号。以下「環境省告示第 16 号」という。）により指定し、当該許可の有効期間の満了日を平成 23 年 8 月 31 日まで延長することとした。

&lt;平成 23 年 3 月 22 日 環境省告示第 16 号&gt;

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、平成 23 年 8 月 30 日以前にその効力を失うもの	平成 23 年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内において当該許可に係る業を行う者	平成 23 年 8 月 31 日
廃棄物の処理及び清掃に関する	特定被災区域内において当該許	

法律第 14 条第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、平成 23 年 8 月 30 日以前にその効力を失うもの	可に係る業を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、平成 23 年 8 月 30 日以前にその効力を失うもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、平成 23 年 8 月 30 日以前にその効力を失うもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	

#### 一 延長措置の対象者について

環境省告示第 16 号により指定された延長の許可の有効期間の延長措置（以下「延長措置」という。）の対象者は、特定被災区域内において業を行う者であるが、その判断に当たっては、業の区分に応じ、産業廃棄物収集運搬業者にあつては、特定被災区域内において業を行う許可を有している否かにより判断し、産業廃棄物処分業者にあつては、当該許可に係る事業場等の所在地が特定被災区域内に存在するか否かにより判断されたい。

業の区分により、延長措置の対象者の捉え方が異なることとなるが、これは、産業廃棄物収集運搬業者は、当該区域を管轄する都道府県知事等の許可を有していれば、特定被災区域内に事業場等を構えていない場合であっても「特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者」に該当し得ることから、事業場等の所在地により対象者となるか否かの判断をするのが困難である一方、産業廃棄物処分業者については、当該区域内に許可に係る事業場等が存在するか否かにより、当該処分業者が「特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者」であるか否かを識別することが可能であるためである。

なお、本延長措置は、行政庁による個別の確認行為を経ず、環境省告示第 16 号により指定された対象者に一律に適用されるものであるが、当該対象者が今般の震災により特段の被害を被っていないなどの理由から、当該延長措置の適用を受ける意思を有しておらず、行政庁においても更新に係る事務を行うことが可能な場合については、従前の許可の有効期間を満了日として取扱うことも可能である。

また、災害特措法第 3 条第 3 項により、行政庁は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについても延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとされていることから、環境省告示第 16 号の対象外となった者についても延長措置を講ずる必要がある場合には、平成 23 年 8 月 31 日までの期日を指定し、当該者に係る許可の有効期間を延長することが可能である。

## 二 延長措置の対象者に係る許可証について

延長措置の対象者については、現に交付を受けている許可証に記載された許可の有効期間と実際の許可の有効期間に齟齬が生じることとなる。

そのため、延長措置の対象者に係る許可証については、管轄内において特定被災区域とされている区域を周知するなどして、当該延長措置の対象者が円滑に業を継続することができるよう努められるとともに、許可証の書き換えなども事業者の個別の求めに応じ、実施されたい。

## 三 延長措置の対象となる許可に係る更新後の有効期間の起算日について

延長措置の対象となる許可については、当該許可の有効期間は、平成 23 年 8 月 31 日となることから、当該許可に係る更新後の許可の有効期間の起算日については、従前の許可の有効期間をもとに起算するものではなく、延長されたことを前提に更新に係る事務を行われたい。

環境省告示第十六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十二日

環境大臣 松本 。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
<p>温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定による土地の掘削の許可であつて、同法第五条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間（同条第二項の規定により更新されたものを含む。）が満了するもの</p>	<p>平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内において当該許可に係る工事を行う者</p>	<p>平成二十三年八月三十一日</p>
<p>温泉法第十一条第一項の規定に</p>	<p>特定被災区域内において当該許</p>	

<p>基づく増掘又は動力の装置の許可であつて、同条第二項及び第三項において読み替えて準用する同法第五条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間（第十一条第二項及び第三項において読み替えて準用する第五条第二項の規定により更新されたものを含む。）が満了するもの</p>	<p>可に係る工事を行う者</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）第七条第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失う</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>

<p>もの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>
<p>の</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成二十三年八月</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	

<p>三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの</p>	<p>特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者</p>	<p>特定被災区域に当該登録に係る事業所を有する者</p>
<p>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号</p>	<p>特定被災区域に当該登録に係る事業所を有する者</p>	

<p>       ) 第十条第一項の規定による動物取扱業の登録であつて、同法第十三条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその効力を失うもの     </p>	<p>       鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十九条第一項の規定による飼養の登録であつて、同条第四項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの     </p>
	<p>       特定被災区域に当該登録に係る住所（法人にあつては主たる事務所）を有する者     </p>